

あなたの最低賃金、知ってる？

毎年見直し

最低賃金は、毎年、都道府県ごとに見直されています。



下回ったら法律違反！

会社には最低賃金以上の賃金を支払う義務があります。この額を下回る賃金は法律違反です。下回った場合、その差額を請求できます。



派遣先



派遣先の最低賃金を適用

派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の地域の最低賃金が適用されます。

業種によっては

より高い最低賃金の場合も！

業種によっては、地域別最低賃金よりも高い「特定(産業別)最低賃金」が設定されていることがあります。

確認してよかった！



知らなかった...

こうなる前に...

あなたの時給も
今すぐチェック！

2020年
10月1日から

富山県の
地域別最低賃金は



849 時給
円

午後10時～午前5時に

勤務する場合

深夜割増25%を加算

1,062 時給
円

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。
この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。
詳しくは、連合へご相談ください。

「低いかも？」と感じたら「なんでも労働相談ダイヤル」へ



いこうよれんごうに
0120-154-052

土日祝を除く
平日9:00～17:00
受付中



日本労働組合総連合会富山県連合会(連合富山)
<http://www.rengotoyama.com/>

連合富山





スタート!

あなたの最低賃金、 チェックしてみよう!

1

確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、**基本給+諸手当**(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。
ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当*

*精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象
でない

●ボーナス ●残業代 ●精皆勤手当 ●通勤手当
●家族手当 ●その他臨時の手当(結婚手当など)

2

比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「**所定労働時間**」や「**所定労働日数**」を調べましょう。
就業規則や契約書等からわかります。
それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 $\text{日給額} \div (\text{1日の所定労働時間})$

週給の人 $\text{週給額} \div (\text{1日の所定労働時間} \times \text{週の所定労働日数})$

月給の人 $\text{月給額} \div (\text{1日の所定労働時間} \times \text{年間所定労働日数} \div 12)$

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください

3

相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合に相談してみましよう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましよう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。



気軽に
相談してね

「最低賃金より低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…

なんでも労働相談ダイヤル へ!

連合公式
Facebook

